

(商標登録番号・第4234817号)

ごまめの歯ぎしり

一年金号
河野太郎事務所

電子メール
taro@konotaro.org

ホームページ
<http://www.taro.org/>

自民党神奈川県
第15選挙区支部

平塚事務所
〒254-0811 平塚市八重咲町7-26
鶴巻ビル

TEL 0463-20-2001
FAX 0463-21-7711

茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3
ツユキビル 2F

TEL 0467-86-2001
FAX 0467-86-2002

議員会館
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2
衆議院第2議員会館206号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

は、月六万六千円の年金額は最低限保証されていなければならぬはずですが、そうなつていません。

もつと大きな問題もあります。老後の最低限の生活を保障するはずの国民年金では、現実的には、最低限の生活を保障できないので

改革案はまとまつた！

初当選以来、私は年金制

度を抜本的に改革すべきだ

と主張し続けてきました。

かつては、党内でも河野太郎は何を言っているのかと不思議がられましたが、今になれば、至極当然のことでした。

昨年六月から一二月にかけて自民党の野田毅、河野太郎、亀井善太郎の三人と、

民主党の年金改革案をまとめた責任者である岡田克也、

枝野幸男、古川元久、大串博志の七人で秘かに二週間に一回、早朝から毎回一時間半の会合を重ね、年金改革案を合意しました。

年金制度は抜本改革を

まず国民年金

日本の年金制度の根幹は、

1号被保険者とよばれる約

二〇〇〇万人の農家や自営業者のために創設された制

度ですが、その後、約四〇〇〇万人の厚生年金加入者

負担しない第3号被保険者として、国民年金に加わっています。

農家や自営業の方々は、

毎月の年金保険料（今年は

一四、六六〇円）を欠かさず四〇〇〇年間納め続けると、

六五歳から毎月六万六千円

現在、国民年金の平均給付金額は月五万三千円にすぎません。しかも、この計算には、無年金になつてしまつた人は含まれていません。

どうして満額の年金がもらえないかといえば、四〇年の間に、年金保険料を未納にしたり、保険料が免除さ

れたりすると、その分、年金額が減額されてしまうからです。

現在、国民年金の年金保険料の納付率は免除を入れ

必要となるのが十三万二千円ということから設定され

た金額です。ですから本当

もすべて国民年金に同時に

加入することになり（第2

号被保険者）、厚生年金保

険料に国民年金保険料も含

まれるようになりました。

そして、サラリーマンの妻

で専業主婦である一〇〇〇

人も、国民年金保険料を

なります。

しかし、現実にはいくつもの問題があります。まず、

六万六千円という年金額は、

夫婦の老後の生活に最低限

必要となるのが十三万二千

万六千円の年金をもらえな

い人が多数出ることになり

ます。老後の最低限の生活を保障するはずの国民年金では、現実的には、最低限の生活を保障できないので

は、月六万六千円の年金額は最低限保証されていなければならぬはずですが、そうなつていません。

もつと大きな問題もあります。老後の最低限の生活を保障するはずの国民年金では、現実的には、最低限の生活を保障できないので

は、月六万六千円の年金額は最低限保証されていなければならぬはずですが、そうなつていません。

け取るのかと、いう選択にない。ならば、年金保険料を納めない若者を責められないのではないかでしょうか。しかも、生活扶助費は全額税金ですから、年金保険料を満額納めた人は、その他に無年金の方が受け取る生活扶助費も税金で負担することになります。

世帯ごとに受信料を納めていたたゞくNHKですら受信料の納付率は一〇〇%にほど遠い現実のなかで、今後、今の制度で、すべての国民年金加入者から年金保険料を未納なく納めていたことは不可能といわざるを得ません。そして、年金保険料の納付率は二十代では四割にまで低下しています。今の制度を続けながら、日本人の老後を安心できるものにするのはもう無理です。

今日、一億二千万人の日本本人すべてが買い物をするたびに必ず消費税を支払っています。消費税を支払わなければ買い物をすることができないわけですから、年金保険料と違つて、消費税は未納になることがあります。消費税を財源にすれば起きないのです。そして、未納問題が起きない年金制度ということは、すべての日本人が六五歳になつたときに、必ず満額の国民年金を支払うことができるといふことです。

消費税方式の年金制度には、未納問題は起きないのです。そして、消費金額の大きい人はたくさん消費税を負担し、消費の少ない人は少しだけ消費税を支払うことになります。消費金額は収入金額に比例することを考えると、消費税方式の年金は収入に応じて年金の財源を負担するこ

とです。
お支払いいただいている消費税を全額、年金目的税にして、年金保険料を納めていたたゞく代わりに、消費税を財源にして年金をお支払うようにしたいと思いません。

現在の保険料方式の国民年金では、第1号被保険者は、収入に関わらず、同じ年金保険料を負担しなければなりません。今年ならば、月の収入が五万円の方も五十万円の方も、一四、六六〇円です。収入が十倍違つても負担金額は全く同じです。

消費税方式の年金ならば、消費金額の大きい人はたくさん消費税を負担し、消費の少ない人は少しだけ消費税を支払わなければならぬの支払わなければならないのに、サラリーマンと結婚した女性は年金保険料の支払いが必要ないという現状の制度の矛盾も、消費税方式

に生じます。これが解決します。この場合、消費税が最も優れています。一千円を超える高所得者に対する年金課税の見直しや、所得が一定額を超えると基礎年金を減額する仕組み（クローバッ

（注　もし消費税方式の年金制度に移行しても、今までの年金保険料に未納がある人は、その分は減額される可能性があります。）
現在の保険料方式の国民年金では、第1号被保険者は、収入に関わらず、同じ年金保険料を負担しなければなりません。今年ならば、月の収入が五万円の方も五十万円の方も、一四、六六〇円です。収入が十倍違つても負担金額は全く同じです。

消費税方式の年金制度には、未納問題は起きないのです。そして、消費金額の大きい人はたくさん消費税を負担し、消費の少ない人は少しだけ消費税を支払うことになります。消費金額は収入金額に比例することを考えると、消費税方式の年金は収入に応じて年金の財源を負担するこ

とになります。
すべての日本国民に最低限の年金を保証する制度の財源負担方法としては、私は一刻も早く、国民年金を消費税方式に切り替えて、すべての日本人が六五歳に

なつたら必ず満額の国民年金を支払うことができるようすべきだと思います。
我々、与野党でまとめた改革案では、国民年金に代わる基礎年金として、一人

の年金と医療、介護がばらばらに制度設計されていることが、年金生活者が将来の生活設計に不安を抱く大きな要因となつているので、年金、医療、介護を一元化することによつてこれを改めていきます。

財源には、税を充てます。この場合、消費税が最も優れています。一千円を超える高所得者に対する年金課税の見直しや、所得が一定額を超えると基礎年金を減額する仕組み（クローバッ

クといいます）を導入すれば、税率引き上げを抑えることもできます。

また、この新しい年金は、夫婦二人で満額月十四万円ですが、夫婦どちらかが亡くなつたとたんに一人分七万円になつてしまします。単身の高齢者はもとより七万円です。こうした場合の調整は年金制度の中で行うのではなく、一定以下の所得の高齢者世帯には、『戻し税』とよばれる一種の給付金などの新しい社会保障制度を創設して対応します。

厚生年金も

厚生年金（共済年金を含む、以下同じ）も抜本改革が必要です。厚生年金は、後の世代が年金保険料とうかたちで前の世代の年金を支払う賦課方式とよばれる制度になつています。この制度は日本の人口がピラミッド方をしていました。しかし、長く続いた少

子化の影響で人口構成がピラミッドから逆ピラミッドのようなかたちになつた今世代で支えていこうとすれば、年金額を抑えるか、年金保険料を引き上げるかしなければ制度を維持していくことができません。

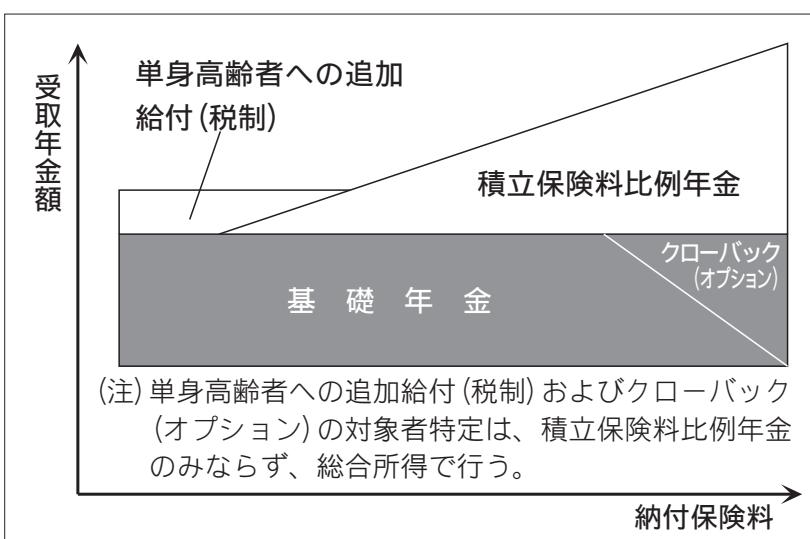
改革案では、二〇一〇年のようにキリのよい年で、厚生年金を抜本的に改め、積立保険料比例年金の導入を提案しています。

その年まで厚生年金に加入した分は、これまでのやり方できちんと計算して、国が責任を持つて支払います。そして、その年以降に加入した年金の分は、新しい積立保険料比例年金制度で支払います。

現在の厚生年金と同様に、サラリーマンについては、年金保険料を企業と個人が折半します。自営業者や農林漁業者は、積立保険料を個人で支払うことになりますが、保険料率については、一定の範囲内で選択ができるような方向で検討します。

この積立保険料比例年金は、月額七万円の基礎年金に、それぞれ個人分が上乗せされるかたちで支払われます。

これを図にしてみると



(注) 単身高齢者への追加給付(税制)およびクローバック(オプション)の対象者特定は、積立保険料比例年金のみならず、総合所得で行う。

例えばあるサラリーマンをモデルにしてみましょう。彼は、毎月、一万六千五百円を年金保険料として積み立てます。企業も同額を積み立てます。年間額は三万三千円です。年間額は三九万六千円、四五年間で一七八二万円が積み立てられます。その金額を六五歳の平均余命十八歳で割ると、三九万六千円を六五歳で割ると、九九万円。これを十二で割つて長生きされる方もいらっしゃいますが、その方には六五歳時に決められた年金額を国が責任を持って支払います。他方、平均余命前に亡くなつてしまふ方もいらっしゃいますが、ご夫妻共に亡くなつたら残りの積立分は子供への相続の対象にはならず、長生きした方の年金の支払いの財源に充てられます。

もちろん平均余命を超えて長生きされる方もいらっしゃいますが、その方には基础年金が七万円加わって、十五万二千五百円。夫婦なら、さらにもう一人分の基礎年金が七万円で二二万二千五百円。さらに夫人の積立保険料比例年金がそれに加わります。

現実には彼の給与が上がるに従つて年金保険料も増えますし、積立金には金利がつきますから、年金額はもつと大きくなります。

四五年間積み立てたものを十八年間でもらうわけですから、一万円積み立てたものが約三万円弱になつて、それに金利がついて戻つてくることにな

ります。

積立保険料は、サラリー
マンならば、今の厚生年金
の保険料率程度、自営業な
らばその一倍半から二倍を
想定しています。

現行の厚生年金のように、
いつたい将来、年金がいく
らもらえるかわからない制
度とは違つて、積立保険料
比例年金制度ならば、自分
の将来の年金額をきちんと
計算することができます。

新制度への移行

国民年金から基礎年金へ
の移行は、年金額が決ま
り、それに見合つた税負担
(例えば消費税率) が決ま
れます。

一方、厚生年金（共済年
金を含む）から積立保険料
比例年金への移行はやつか
いです。例えば二〇一〇年
に新制度に移行することができます。

決まったと
しましよう。
一九七〇年に生まれ、
一九九〇年から働き出
した人の年金は、一九
九〇年から二〇一〇年
までの分は現在の厚生
年金のルートで計算し、
二〇一〇年から引退す
るまでは、



各地で改革案の説明を

新しい制度の下で積み立て
た金額に基づいて年金額
が決まります。そして、そ
の両方を合計した金額を受
け取ることになります。

厚生年金の新制度への移
行に関しては、もう一つ大
きな問題があります。現在
の厚生年金では、年金保険
料は、現役世代の将来のた
めに積み立てられているわ
けではありません。現在の
厚生年金は、現役世代が支
払っている年金保険料が、
六十五歳以上の方々の厚生
年金に充てられています。
ところが新制度では、現役
世代は、自分の将来のため
に年金保険料を積み立てて
いくわけですから、六十五
歳以上の方々の年金の原資
が無くなってしまいます。

そのため、新制度に移行
するときに、政府がこれまで
で厚生年金制度の下で約束
した年金額を一時的に肩
代わりして、それを長い年
月かけて返していくことが
必要になります。この金額
は、きちんと区分経理して
折半ですから、個人の負担

処理していきます。このと
き気をつけなければならな
いことは、この借金は、な
るべく長い時間をかけて返
していくことです。借金は

早く返せという方もいらっ
しゃるかと思いますが、早
く返そうとすると、その借
金を返済している世代に重
いツケがかかります。

なるべく時間をかけて、一
つの世代にツケが集中しな
いように、ゆっくりと確実
に年金の借金は返さなくて
はなりません。最低でも五
〇年はかけたいと思います。
返済の財源はあります。

例えば現在の厚生年金の保
険料は、実は国民年金の保
険料を含んでいます。新制
度では、国民年金は基礎年
金に移行して、税（消費税）
でまかなうことになります。
ですから新しい積立保険料
比例年金の年金保険料は、
これまでの厚生年金の保険
料よりも国民年金の保険料
分が安くなります。厚生年
金の保険料は企業と個人が

は国民年金の保険料分安く
なります。企業の厚生年金
負担分も国民年金の分が減
くなりますが、その分は減
額しないで雇用税というか
たちで納めていただきます。

日本全国で約三兆円になり
ます。これが返済の原資の
一つになります。

タイムリーな情報をお届け

するため、この「ごま
めの歯ぎしり」の他に、イ
ンターネットでは、メール
マガジン版「ごまめの歯ぎ
しり」を発行して、国会や
政府の中での河野太郎の活
動をもっと細かく報告して
います。ぜひ、そちらもご
愛読いただきますようお願
い申し上げます。メールマ
ガジンのバックナンバーも、
ホームページでご覧いただ
けます。